

### 3-8 誘導灯の取扱い

#### 誘導灯の設置基準について

次の1又は、2に掲げる要件のいずれかに該当する防火対象物にあつては、政令及び規則の規定にかかわらず設置しないことができる。

#### 1 小規模防火対象物における特例基準の適用範囲

- (1) 令別表第1の(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項又は(16)項イに掲げる、延べ面積が150㎡未満の防火対象物で、次のいずれかに該当するもの
- ア 規則第28条の3第3項第1号イ及びロに定める出入口を居室又は廊下（以下「居室等」という。）から容易に判別できる場合（地階を除く。）
  - イ 地階の場合、床面積が20㎡未満のもの。ただし、非常照明等が設けられているもので、規則第28条の3第3項第1号イ及びロに定める出入口を容易に判別できる場合はこの限りでない。

ウ 防火対象物の避難階で居室等の窓等から屋外の安全な場所へ容易に避難できる構造となっているもの

- (2) 令別表第1の(5)項ロ、(7)項、(8)項、(10)項、(11)項、(12)項から(15)項又は(16)項ロに掲げる、延べ面積が150㎡未満の防火対象物で、地階及び無窓階（建築物の地上階のうち、則第5条の2に規定する避難上又は消火活動上有効な開口部を有しない階をいう。以下同じ。）の場合、次のいずれかに該当するもの

ア 規則第28条の3第3項第1号イ及びロに定める出入口を居室等から容易に判別できる場合（地階を除く。）

イ 地階の場合、床面積が50㎡未満のもの。ただし、非常照明等が設けられているもので、規則第28条の3第3項第1号イ及びロに定める出入口を容易に判別できる場合はこの限りでない。

ウ 防火対象物の避難階で居室等の窓等から屋外の安全な場所へ容易に避難できる構造となっているもの

#### 2 一般住宅の存する防火対象物における特例基準の適用範囲

一般住宅のみに供する部分及び階で、当該防火対象物の避難経路にならない場合

#### 3 特例基準の適用にあたっての留意事項

- (1) 1(1)ア、イ及び(2)ア、イの容易に判別できる場合とは、避難上必要な施設等の管理が適切に行われ、簡明な経路により、廊下又は通路に出た際、避難口を容易に判別でき、かつ、到達することにより容易に外部に避難できる場合をいう。

- (2) 1(1)ウ及び(2)ウの容易に避難できる構造とは、避難上必要な施設等の管理

が適切に行われ、ガラス戸等を開くことにより容易に外部に避難ができる構造をいう。